

小牧市議会議案第43号

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月12日提出

小牧市議会議員	小	島	倫	明
同	上	加	藤	晶子
同	上	河	内	伸一
同	上	小	川	真由美
同	上	熊	澤	一敏
同	上	玉	井	宰
同	上	澤	田	勝已

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表福祉厚生委員会の項中「健康福祉部」を「健康生きがい支え合い推進部、福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、議会の常任委員会の所管事項の一部を変更するため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 議会の福祉厚生委員会の所管事項は、次のとおりとする。（第2条関係）

名称	変更後	変更前
福祉厚生委員会	健康生きがい支え合い推進部、福祉部、こども未来部、市民病院及び福祉事務所の所管に属する事項	健康福祉部、こども未来部、市民病院及び福祉事務所の所管に属する事項

- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行する。